

法に基づく「ばい煙発生施設」及び条例に基づく「特定施設」に係る届出内容

法	区 分		届出の時期	法令の条文	届出の様式	罰 則
	1	ばい煙発生施設を設置（新設・増設）しようとする場合	工事着手予定日の 60 日以前	法第 6 条	ばい煙発生施設 設置届出書（様式第 1）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	2	新しく法に追加されたばい煙発生施設を設置（工事中を含む）している場合	新たにばい煙発生施設となった日から 30 日以内	法第 7 条	ばい煙発生施設 使用届出書（様式第 1）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：30 万円以下の罰金
	3	届出を行ったばい煙発生施設の構造、使用方法、管理方法、処理の方法を変更しようとする場合	工事着手予定日の 60 日以前	法第 8 条	ばい煙発生施設 変更届出書（様式第 1）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	4	届出を行ったばい煙発生施設の届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場等の名称及び所在地に変更があった場合	変更後 30 日以内	法第 11 条	氏名等変更届出書 （様式第 4）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：10 万円以下の罰金
	5	届出を行ったばい煙発生施設の使用を廃止した場合	使用廃止後 30 日以内	法第 11 条	ばい煙発生施設 使用廃止届出書（様式第 5）	
6	届出を行ったばい煙発生施設を承継した場合	承継後 30 日以内	法第 12 条	ばい煙発生施設 承継届出書（様式第 6）		

条例	区 分		届出の時期	条例の条文	届出の様式	罰 則
	1	特定施設等を設置し、又は行おうとする者	工事着手予定の 60 日前	条例第 43 条	特定施設等設置届 （様式第 8 号）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：20 万円以下の罰金
	2	一の施設が特定施設となった際、すでにその施設を設置（工事中を含む）している場合	特定施設となった日より 30 日以内			届出をせず、又は虚偽の届出をした者：10 万円以下の罰金
	3	上記の届出をした者が届出事項を変更しようとする場合	工事着手予定の 60 日前	条例第 44 条	特定施設等変更届 （様式第 9 号）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者：5 万円以下の罰金又は科料
4	上記の届出をした者が氏名等の変更をしたとき、又は届出施設の使用を廃止した場合	変更又は廃止の時から 30 日以内	条例第 47 条	氏名等変更届 （様式第 5 号） 使用等廃止届 （様式第 6 号）		